

令和4年度第1回北海道社会教育委員の会議兼第16期北海道生涯学習審議会
議事録(案)

○日時

令和4年(2022年)9月15日(木)14:00～16:00

○会場

北海道庁別館 10階 北海道労働委員会大会議室

○出席者

【委員】

近江委員、岡部委員、嚮田委員、白石委員、杉澤委員、田丸委員、平田委員、松田委員、
三石委員、宮田委員、遊佐委員、吉岡委員、渡邊委員

【事務局】

山上局長、桑原課長、山田課長補佐、長岡主幹、石川係長、川崎主査、松浦主査、
佐々木主査、斉藤社会教育主事、齋藤主事、磯崎主事

○次第

1 開 会

2 挨拶

3 委員紹介

4 事務局職員紹介

5 議長・副議長及び会長・副会長選出

6 議 事

(1)説 明

ア 北海道社会教育委員について

イ 北海道生涯学習審議会について

ウ 前期北海道社会教育委員の会議兼北海道生涯学習審議会の審議のまとめについて

(2)協 議

今期の会議運営について

7 生涯学習審議会センター部会委員選出

8 情報提供

社会教育課所管事業について

9 その他

今後のスケジュールについて

10 閉 会

(山田課長補佐)

本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から第1回北海道社会教育委員の会議兼第16期北海道生涯学習審議会を開催いたします。私は、北海道教育庁社会教育課の山田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。議長を選出するまで私の方で進行させていただきます。

それでは開会にあたりまして、生涯学習推進局長山上から御挨拶を申し上げます。

(山上生涯学習推進局長)

皆さん、改めまして、こんにちは。生涯学習推進局長の山上でございます。開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。皆様には、北海道社会教育委員及び北海道生涯学習審議会委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。また、本日は大変お忙しい中、御出席いただき、心から感謝を申し上げます。

また、日頃から、それぞれのお立場で、本道における社会教育、生涯学習の推進に御尽力をいただいておりますことに心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

さて、人生100年時代、Society5.0の到来、DX(デジタルトランスフォーメーション)の急速な進展、新型コロナウイルス感染症への対応など、社会が急速な変化を続け、予測困難な時代において、地域の皆様お一人一人がその変化を前向きに受け止め、未来の社会を自立的に生きていくことが求められております。

こうしたことから、社会教育・生涯学習の分野におきましては、これまで以上に地域の方が自ら学ぶ意思を持ち、教え学び合う当事者となり、その学習の成果が地域における活動に還元されるような循環が生まれることが期待されています。

こうした中で、様々な背景を持ち、年代の異なる多様な地域の方々が、共に学び、支え合い、誰一人として取り残さない学びの環境の醸成や奨励は、社会教育行政にとっての命題でありますことから、北海道教育委員会としても、教育推進計画において施策の重要な柱に据え、人材の育成や学習機会の提供などに取り組んでいるところでございます。

北海道社会教育委員の会議及び北海道生涯学習審議会は、そうした私どもの取組について、道民の皆様お一人一人の学習活動がより効果的に推進されるものとなるよう、広く地域の意見等を反映させるための機関であり、皆様には、この後お示しさせていただくテーマについて調査・審議されるなどをしていただきますようお願い申し上げます。

結びになりますが、委員の皆様におかれましては、これからの2年間、忌憚のない御意見・御提言を賜りますようお願い申し上げます、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

(山田課長補佐)

局長の山上につきましてはこの後用務がございまして、ここで退席させていただきます。

続きまして、会議の成立について、御報告申し上げます。「北海道社会教育委員の会議運営に関する規程第5条」及び「北海道生涯学習審議会条例第5条」により、会議を開くためには、委員の半数以上の出席が必要とされております。本日はすでに12名の委員の出席をいただいておりますので、本会議が成立していることを御報告いたします。

また、本会議は北海道行政基本条例第5条第2項並びに北海道情報公開条例第26条の規定により原則公開となっておりますことを委員の皆様にお断り申し上げます。本日の会議の傍聴者はありませんが、北海道通信社から取材の申込があり、許可をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本会議は議事録を作成し、ホームページで公開いたしますので、録音させていただきますことについて、御了承をお願いいたします。

※委員紹介（略）

続きまして、事務局員の紹介を簡単にさせていただきます。

※事務局紹介（略）

それでは続きまして、会議次第の5に移りたいと思います。議長・副議長、会長・副会長の選出についてですが、北海道社会委員の会議の議長・副議長には、北海道社会教育委員の会議運営に関する規定第2条により、それぞれ1名ずつ選出することとなっております。また、北海道生涯学習審議会の会長・副会長は、北海道生涯学習審議会条例第4条第2項により委員が互選することとなっております。委員の皆様には、今期も両会議の委員を兼ねていただいておりますため、議長と会長、副議長と副会長についても、それぞれ兼ねていただくこととしたいと考えております。まず、委員の皆様には、議長、副議長選出についてお諮りいたします。何か御意見はございますか

（意見なし）

（山田課長補佐）

それでは事務局案をお諮りさせていただきます。議長兼会長につきましては、前期に副議長・副会長を務めていただいております吉岡委員に、また、副議長兼副会長には、本期でも社会教育委員として3期目を務めていただく白石委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（全委員）

異議なし

（山田課長補佐）

ありがとうございます。事務局案のとおり御承認いただきましたので、議長兼会長につきましては吉岡委員、副議長兼副会長につきましては、白石委員にお願いしたいと思います。吉岡議長兼会長につきましては、席を移動していただけますでしょうか。

それでは、吉岡議長、白石副議長から一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。吉岡議長からお願いいたします。

（吉岡議長兼会長）

それでは、4期目ということで、議長を受けさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。社会の状況が、コロナを初めとしてどんどん変わって行って、今もウクライナの問題もあって、私たちの暮らしももっともっと変わりそうですね。いろんなものが物価高になってきていることもありますし、その中で色々デジタル化も進んで、世の中便利になってるんですけども、一方でとても孤独で辛い思いをしてる人も増えているような印象を私は持っています。この中で、やっぱり人と人がつながる、自分の地域に住んでいて良かったなというふうに思えるのは、やはり人と人のつながりがあればこそかなと思っております。私は、子育て支援が専門なものですから、子育ての分野でも色々行政的に手を差し伸べる事業もございますけれども、一方で社会教育は家庭教育支援というような形で、地域の人を巻き込みながらつながっていき、みんなで子育てしていこうよというような姿勢で、いろんな事業を展開しています。今の時代は、社会教育として家庭を応援していくことがすごく重要になっているなというふうに思っております。

すので、私たち北海道の社会教育委員・生涯学習審議会委員としての議論が北海道の多くの人たちに届くような、できるだけシンプルな形で議論して、まとめていきたいなというのが私の思いです。皆様方は、いろんな御経験も知識もお持ちだと思いますので、熱く議論していけたらなというふうに思っておりますので、どうぞ皆様方の御経験を出していただきたいなと思っております。2年間という短い時間でございますけれども、できるだけお近づきになって、いい関係を私たちも作っていききたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(山田課長補佐)

続きまして白石副議長、お願いいたします。

(白石副議長兼副会長)

皆様よろしく願いいたします。本当に自分で大丈夫かという気持ちでいっぱいなんですけれども、吉岡議長とともに頑張っていきたいと思っております。私は、昨日まで、実は奥尻島に行ってきました。PTA連合会に呼んでいただきまして行ってきたのですが、やはり実際に行ってみて分かることってたくさんありました。例えば、これまで生涯学習センターについて議論されてきましたけれども、その学びを奥尻島の皆さんにも届けたいなという気持ちになったり、または、津波館、奥尻の1993年の津波の被害の様子を慰霊碑とともに展示してあるんですけども、そこで自分自身が解説を聞いてくると、この解説は北海道のみんなが聞いたほうがいいなと思ったり、一方的な学びではなくて、お互いの地域がつがって学び合うことが大事だなと、昨日改めて思っていたところです。また、最近よく耳にするのがウェルビーイング、幸せなんですけど、私が小さい頃は、幸せをハッピーって習ったんですけど、ハッピーというと一時的な嬉しいことみたいなイメージで、ウェルビーイングは、よい状態が続くことで、これについて、今はいろんなところで話し合われています。それなので、これまで、多様な社会であったり、持続可能な社会、または誰1人取り残さないということで、社会について考えてきましたけれども、一人一人の幸せの形ってということも、主に考える時なのかなっていうことを最近感じております。皆さんと一緒に意見を出し合いながら、各地域をもっと自分自身も学びたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(山田課長補佐)

ありがとうございます。それでは、無事、議長、副議長が選出されましたので、この後の進行は議長にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

(吉岡議長兼会長)

それでは、早速次第に沿って議事を進めていきたいと思っております。要項の1ページ目に沿って進めて参ります。まず、次第の6の(1)について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(川崎主査)

私からお手元の資料をもとに、社会教育委員の制度について説明をさせていただきます。

社会教育とはどのようなものであるか、法律による定義について説明しますと、現在、社会教育の意義や定義について触れているものとしましては、教育基本法と社会教育法の2つがございます。教育基本法では、第12条において「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」と規定しております。この「個人の要望」とは、学習者である住民自らが学ぶことを欲したものや、積極的に学びたいと思っているもの、つまり学習者のニーズについてを指しております。一方、「社会の要請」とは、学習者が学ぶことを要請されたもので、住む地域や年代そして職業などを考慮した「学習す

る必要のある課題」、つまり、避けて通ることができない社会的問題や地域課題のことを指していると言えます。社会教育法第2条においては、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動をいう。」と定義しております。一般的に、社会教育と聞くと、公民館で行われるサークル活動や、趣味や教養講座を思い浮かべる方も多いと思いますが、学校教育を除く組織的な教育活動のすべてが社会教育と言えるわけではありません。ただし、その範ちゅうは広範なものとなり、しかも地域住民の生活と直結するため、社会教育行政の側には、個人の要望、そして社会の要請のバランスをしっかりと踏まえた上で、事業を企画・立案そして執行する必要性が出てくるわけです。その際に、地域住民の御意向を反映するためにあるのが、この社会教育委員の制度となるわけです。なお、この制度があることによって、社会教育事業が行政と地域住民との密接な連携や協働のもとで推進されることを制度的に保障することにもつながってくるわけです。続きまして、社会教育委員の設置についてであります。社会教育法第15条においては、「都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる」と定めております。つまり必置の義務はないために、社会教育委員を置いていない自治体も存在することになっております。社会教育委員の職務については、社会教育法第17条において、社会教育に関し教育委員会に助言するため、「社会教育に関する諸計画の立案」「教育委員会の諮問に応じる」「必要な研究調査」という3項目を挙げています。また、教育委員会の会議に出席して、社会教育に関して意見を述べることも規定されております。社会教育行政には、住民ニーズや地域特性を反映した総合的な社会教育計画の策定が一層求められておりますが、その一翼を担っていくのが、皆様、社会教育委員となるわけです。なお、法律を読む限り、あたかも社会教育委員が実際に計画を立案するかのように表現されておりますが、その本質はあくまでも、教育委員会に助言することになります。続きまして、社会教育委員による答申や意見具申についてです。「教育委員会の諮問に応じる」方法としては、答申や意見具申などがございます。資料1-2では、北海道社会教育委員の会議が平成18年度以降に行ってきた答申、建議、審議のまとめを整理しております。直近で言いますと、令和4年3月に「共生社会の実現に寄与する社会教育・生涯学習」と題した「審議のまとめ」をいただいております。資料2-2 審議のまとめ3ページを御覧ください。その中では、共生社会の実現に向けて、「求められる共生社会の姿」について、「キーワードは公共心」「ポイントは三角形の底辺を固めること」「仕事、生活、趣味・特技の3つのバランスの取れた人生を享受できる社会」「認め合うこと、顔の見える関係づくり」という4つのセンテンスで、方向性を示していただきました。また、社会教育や生涯学習にどのような役割が必要であるのかについても、「当事者意識と公共心を結ぶ言葉イコール感応力」「社会教育のスタートは課題の共有」など、読み手の心に響く言葉で、あるべき姿についてお示しいただきました。道教委といたしましても、この審議のまとめの内容も踏まえながら、「障害者の生涯学習推進コンソーシアム形成事業」などに現在取り組んでいるところです。次に社会教育委員の委嘱についてです。社会教育法第18条において、「社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める」と示されております。北海道におきましては、北海道社会教育委員の定数等に関する条例で、定数15名以内と定められており、任期は2年で再任も可能となっております。続きまして、社会教育委員の役割について御説明いたします。都道府県のように広域を対象とした社会教育行政と、きめ細やかな住民サービスを目的とする市町村の社会教育行政では、その役割が異なってまいります。ですから皆様方には、道内全域で社会教育活動が活発に展開できるよう、「こんな仕組みを作ったらどうか」「道民の学習をより豊かにするためにはこんなことをしてはどうか」など、より広域的な視点からの御意見等を述べていただくことを、ぜひお願いいたします。結びになりますが、社会教育委員の役割は、社会教育関連の法や仕組みの変化とともに変化してございます。例えば、平成29年4月には、学校運営協議会いわゆるコミュニティ・スクール設置の努力義務、また、地域学校協働活動の実施体制の整備措置等の観点から、社会教育法などの関連法が改正さ

れました。このことは、社会教育委員に対する学校支援、学校との連携や協働等の推進役としての期待のあらわれであるとも読み取れることもできるわけです。ぜひ皆様方には、これまで培ってこられた経験やネットワークを生かした活動に取り組んでいただくとともに、北海道の社会教育のさらなる充実に向けて、貴重な御意見をお寄せいただきますよう、改めてよろしくお願いをいたします。以上でございます。

(松浦主査)

それでは引き続きまして、生涯学習推進センター松浦から、北海道生涯学習審議会について御説明いたします。お手元の資料3-1を御覧ください。本審議会は、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」第10条に基づきまして、本道の生涯学習に資する施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議するために条例設置されておりました。委員の皆様は、条例により、15名以内、2年任期でお願いしているところです。本審議会は、生涯学習に関して必要と認めることについて、知事や教育委員会に建議することができ、附属機関の中で、知事に直接、建議できるのは北海道生涯学習審議会のみでございます。また、審議会の中に専門委員を5人以内で組織することができるとされておりました。当審議会には道立生涯学習推進センターの運営に係る専門的事項につきまして、御意見を伺う「センター部会」を設置しております。このセンター部会については、後ほど説明いたします。資料中段を御覧ください。本審議会のこれまでの主な審議内容を掲載しています。平成3年に第1期の審議会開催以降、今回が16期目となり、それぞれ、時代に沿った生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査、審議いただいております。北海道らしい生涯学習社会の形成のための基本的な考え方としまして、「北海道生涯学習推進基本構想」を策定しており、この基本構想につきましても、本審議会における重要な審議事項の一つとなっているところでございます。続きまして、資料3-2を御覧ください。北海道生涯学習推進基本構想の変遷について御説明いたします。この資料は、これまで3度にわたって策定されました基本構想の変遷を示しており、それぞれ、3つの構想では「生涯学習に取り組む道民を増やす」視点、「多様な分野での学習機会の提供と学習の成果の活用を促す」視点、「学習成果を地域の活性化へ繋げる」視点を重視しており、概ね10年ごとに時代背景などをもとに構想を策定しております。北海道生涯学習推進基本構想は、生涯学習社会の方向性を示す理念であり、道、市町村、関係団体が連携して、着実に進める必要があります。皆様方には、本道の生涯学習の推進に向けて、お力添えをいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

(吉岡議長兼会長)

ありがとうございました。このボリュームの関係で御不明の点があるかもしれませんが、後ほど質問の時間をとるということで、時間も限られておりますので、次第の6の(2)に移りたいと思います。今期の会議運営について事務局から説明をお願いいたします。

(山田課長補佐)

それでは、今期の会議において、皆様に御審議いただきたいテーマについて説明をさせていただきます。資料4を御覧ください。横版のものでございます。説明の途中で見る視点が飛んでしまうかもしれませんが、なるべくこの場所ですと示しながら進めたいと思います。まず、昨年度までの2年間、前期の会議では、「共生社会の実現に寄与する社会教育・生涯学習」について御審議いただきまして、今年3月に「審議のまとめ」をいただきました。その中で先ほど川崎からも少し紹介しましたが、行政側の事業の組立てと参加者側のニーズに隔たりがあるのではないかと御指摘があったところでございます。特に、社会的に孤立しがちな人が、参加しやすく、加えて、一緒に取り組むことができるような事業手法をユーザー目線で考えて、社会教育

自体がそうした人たちを救うためのセーフティネットとなっていくことが重要であるとお示しいただきました。また、施設や機会が都会に、具体的には札幌市なんですけれども、集中しがちな北海道において、障がいの有無に関わらず参加できる機会が広がるよう、「活動できる場」ですとか「誘ってくれる人のつながり」などのプラットフォームをいかに創っていくか、今後も議論を進める必要がある旨、御示唆をいただいたところでもあります。そうした中、資料の2段目になりますが、国の次期教育振興基本計画の策定に向けた議論においては、先ほど白石委員からもウェルビーイングの話がありましたけれども、多様な個人の幸せを後押しする共生社会の実現に向けては住民にとって身近な存在である社会教育施設の役割や機能を重視することが求められておりました。加えて、3つ目の柱になりますけれども、先日公表されました中教審生涯学習分科会、国の社会教育委員の会議のようなところですが、そこでの議論の整理が公表されて、誰一人取り残さない社会的包摂の実現に向けて共に学ぶ場、まちづくり・地域づくりの活動拠点として、社会教育施設に焦点を当てております。一方で、一番上の柱に戻りますけれども、令和2年度に道教委で実施しました調査の結果によりますと、北海道には900以上の社会教育施設がありましたが、障がいをもつ方への配慮がまだまだ不十分であること、また、施設の運営に関わる職員も含めて社会教育行政職員が、そうした合理的配慮について学ぶ機会がほとんどないこと、などが明らかとなってまいりました。こうしたことから、資料の右側にありますけれども、個人の健康や幸せを引き出すための学習施設の機能充実を目的として、社会教育施設の役割を再認識する、また、社会教育行政における施設の在り方や具体的取組について、前期のまとめを継続した形での御審議をお願いしたいと考えております。そこで、一番下のところですが、審議テーマを、「北海道の社会教育施設が果たすべき役割」サブテーマとして「全ての人の可能性を引き出し、ウェルビーイングを実現する生涯学習・社会教育」とし、主に、道民にとって身近な社会教育施設である公民館や図書館の現状把握ですとか先進事例の調査等を通して、今後果たしていくべき役割や望まれる取組について論じ、全道の社会教育施設運営の道標をお示しいただければ幸いです。以上、簡単ではございますが、今期の審議テーマについて、事務局から要請いたします。

(吉岡議長兼会長)

ありがとうございます。ただ今の説明を受けまして、今期は北海道の社会教育施設が果たすべき役割、すべての人の可能性を引き出し、ウェルビーイングを実現する生涯学習・社会教育という方向で、審議を進めていきたいというふうに思います。北海道の社会教育施設ということで、皆さんの頭に思い浮かんでいらっしゃるでしょうか。少し確認した方がよろしいでしょうか。例えば、イメージとしましては、道立の青少年体験活動支援施設、ネイパルとか、かであるにある生涯学習推進センターが道立の社会教育施設でございます。こういったものをイメージしながら議論を進めていきたいなというふうに思ってるんですけども、ただ、北海道の社会教育施設だけを議論するのではなく、あくまでも市町村の社会教育施設、公民館ですとかの社会教育施設や社会教育に関連する職員の方たちとの連携のあり方も含めて、議論していきたいなというふうに思っております。その中で、市町村がやるべきこと、あるいは北海道がやるべきことも、すべて方向性を見いだしていけたらいいだろうと思っております。社会教育の全国集会というのが毎年あって、今年は福岡で先日あったのですけれども、その時に子育て親育ち分科会の世話人をやっているのですが、この中で佐賀県の男女共同参画センターの取組を事例報告してもらいました。地域の市町村で家庭教育支援活動をしている支援者の研修を県のセンターでやっていました。その中で、市町村の職員の方たちがつながり合って励まし合うという講座を連続8回講座で、長い年月やってるんですけども、そういったことはやっぱり一つの市町村、一つの町だけではできないんですね。県としての取組としては非常に多くの自治体職員に頼りにされていて、その中でつながりが次の仕事につながったり、ステップアップにつながっている状況が、その報告から見えて参りました。私たちの今回の審議テーマですけども、北海道として、社会教育施設がどんな

風な形で役割を果たしていくことができるのかっていうことは、やはり、皆様方の御経験ですとか、そういったところから色々御意見を出していただくことが、やっぱり建設的なことだと思いますので、ぜひ、御経験を踏まえてお話いただければと思います。初めての会議ですので、お一人1回は発言していただきたいと思います。長い時間はとれませんので、2分程度で、御意見をいただきたいと思います。では、轡田委員からよろしいですか。

(轡田委員)

すごく大きいテーマなので、私の深川市の実情を話します。今、公民館がすごく老朽化いたしまして、平成27年から社会教育委員で、いろんな町の公民館だとか施設を巡りまして、我が町で子どもさんから高齢者まで使えるような公民館にするにはどうしたらいいだろうかを色々考えました。ところが、やはり財政面がありますので、まずは大きい公共施設、学校や給食センターから作っていくっていうようなことで、なかなか公民館に対して支援がなくて、ここまで延びてしまったんです。今はなくなったバスターミナルも含めた複合型施設を深川市の駅の近くに、もちろん公民館の活動が充実するような形で作ることになっています。複合型施設の審議委員の中には、障害を持たれた方にも入っていただいています。やっぱり、障害のない私たちにとっては見えないものがたくさんありまして、その方が意見をくださる時にとても参考になりました。4回の会議がこないだまでに持たれまして、いよいよ、一応の決まりといたしますか、こういった形にいたしましよっていうところまでは進みました。通学している高校生の方、公民館活動をされている方たち、それから一般市民などに、色々アンケートを市の方でとっていただいて、駅近に何も無い、カフェもない、それから学習する場もないっていうことで、学習する場も少し欲しいっていうような、色々な意見がようやくまとまって、いかにしてより良い複合型施設にできるかなっていうところまで至ったところでもあります。令和8年度には完成する予定ということなので、深川市民はとても夢を膨らませているところです。それにつきましては随時、毎月の広報などで知らされております。たまたま私も、その複合型施設の委員の一員として参加させていただいてきましたが、道の施設ではないのですけど、一つ一つ自分の町の社会教育施設が充実して行っていくってことはとても良いことだなと感じております。

(吉岡議長兼会長)

質問があるんですけどもいいですか。その老朽化した公民館を新しくするに当たって、色々地域の子どもたちも含めて議論されている訳なんですけど、そういった事例ですとか、そういったものを勉強する機会が欲しいとか、北海道の社会教育として何か求めるようなものがあるようでしたら教えて欲しいんですが。地元で公民館を作るに当たって、情報収集というか、世の中に新しい形の方の公民館もいっぱいありますよね、そういうものの情報って入手することが大変だとかはないでしょうか。

(轡田委員)

今、頭の中に北海道っていう感覚はあまりなかったんですが、委員さんの中に大学の先生とかいろんな方が入ってくださっていて、資料提供とかいう形がありました。たまたま平成27年度から公民館の審議をさせていただいて、かなり長い時間がかかってしまった分、より良い施設ができるのではないかというふうに私たちは思っています。これらの施設めぐりをさせていただいて、いろんな組み合わせ的なものもありますので、すべて希望どおり100%にいくのかどうかは分かりませんが、一つ一つ希望を入れていただいて、どんな形になるかっていうのはまだこれからで、今のところは3階建てにするよというところなんです。やっぱり障害を持った方でもスムーズに移動できるバリアフリーだとか、そういうようなものを一つ一つ入れていく、そういうような場面です。

(吉岡議長兼会長)

分かりました。今の委員の御発言のように、これから自治体で老朽化によって公民館建て替えていくところも多くあると思いますので、そういったところの情報を広く共有したりすることが、今の時代必要なのかなということを感じることができました。ありがとうございました。それでは近江委員お願いいたします。

(近江委員)

私の方からは、先ほどの説明の中にもあったと思うんですけども、様々な社会の変革というんですか。今だけではなくて未来に向けた変化が求められてきている中で、教育のあり方も大きく変わることが、求められているというふうに認識しております。その中で、これまでは学校の中でできてきたことが、なかなかできづらい環境が見え隠れしているのも一つ事実なのかなというふうに感じている次第です。具体的には、教員の皆さんたちの働き方改革から、今までは学校の先生たちに若干負担させてしまっていたことができなくなってしまうことは、先生たちの負担軽減ということを考えると、当然、これは大事なことであり、喜ばしいことである一方、子どもたちの学びの担保を考えると、結果としてできなくなってしまった部分を、誰がどうしてやっていくんだということも大きな課題として挙げられていることが、多分、北海道に限らず全国的に言われていることかなというふうに認識しております。そんな中で、一つの今後の公民館、社会教育施設のあり方として、学校ではできなくなっている一部の機能を担う一つの場所として活用するのは、いかがかなというふうに個人的には思っております。それは、その場所としての公民館や社会教育施設ということではなくても、地域全体が学びの場だというふうに解釈する中で、その中核としての場所として、公民館等の社会教育施設を位置づけるのはどうだろうということでございます。私も様々な形で、地域で社会教育活動をさせていただいている中で、これからは社会教育の役割というものが非常に大きくなるというふうに思います。それは、学校現場ではできなくなっているところを、穴埋めするということだけではなくて、幅広い世代、幅広い立場の方たちが、自分たちの学びを深めるってということだけではなくて、この大事な地域を未来にきちんとつなげていくという・・・(接続障害)

(吉岡議長兼会長)

映像が消えましたね。復帰したら、また、お願いしようと思います。近江意見の御意見は、おっしゃるとおりだなと思います。今、子どもたちの学びはどんどん変化していますから、その中ではなかなか保障できないものを地域でカバーしていきたいんです。今、近江委員がいない中で言うのもなんですが、場所としての公民館だけでなく、ハードの面だけではなく、ソフトの面でも、人と人がつながって子どもたちのために拠点になる場所としての公民館の可能性は大事だろうということですので、私はそういうところも賛同します。そういったところも深めていけたらいいというふうに思っております。次の方に行きます。岡部委員お願いします。

(岡部委員)

審議テーマを見させていただいて、率直に思うことを述べさせていただきます。簡単そうに見えて、随分難しいテーマを選んだなあというのが私の感想になります。それは何を言うかということですが、例えば、今お話のあった公民館であり、図書館であり、社会教育施設は色々ありますね。博物館、美術館も。これの根拠法令はそれぞれ違うんですけども、ここ3年ぐらい前から、これらの法律の、中身が一部変わっているところがあります。それは、こうした社会教育施設が、かつては教育委員会に置くという条文があったんですけども、その時の改正以来、教育

委員会に置くことができるというふうに変わってるんですね。これは逆に言うと、首長部局が持っても構わないという意味になります。つまり、例えば町の博物館を観光要素に位置付けていくということも、今、社会教育施設の中には選択肢として持ちうるようになっていきます。私がなかなか難しいテーマを選んだなというのはそういう趣旨でありまして、先ほど見せていただいた資料を読んで、その中ほどに、中教審の審議会の整理のポイントが載せられておりますが、その一つ目の黒丸、これがまさにそのことを言ってるんだと思うんです。中央教育審議会、教育について議論する場の審議会が、教育のみならずって言ってるんです。社会教育、或いは社会教育施設について、福祉や防災や産業や文化、これだけ幅広いジャンルの、課題を社会教育が今後、担っていくという、そういうことをこの中教審の審議会で言ってるということで、前回の共生社会の実現と社会教育というテーマは、私は非常に良いテーマだと思って議論をさせていただきましたが、そういった意味では今回のテーマ、なかなか難しいぞということを申し上げて、私のお話に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(吉岡議長兼会長)

はい、ありがとうございます。確かに岡部委員の仰るとおり、一見シンプルだけれども難しいというふうな捉えもできるという御指摘でした。岡部委員の発言の中にありましたように、本当にいわゆる博物館などが社会教育から外れてしまうっていうことは、博物館の領域の方々も色々議論されているところなんですけども、そこが大きく変わってきつつあって、それをどういうふう到我々は捉えたらいいのかということも、本当に重要なテーマだと思ひながら伺っておりました。中央教育審議会の議論の整理の中で、おっしゃるとおり教育のみならずってということで、本当に幅広く書かれていて、これはどうなんだという疑問もある一方、期待も高まっているという捉えもできると思ひますので、そのあたりを含めて、私達は議論していけたらいいかなというふうには思ひしております。(近江委員の画像接続再開)近江委員が復帰しましたので、続きをお願ひしたいと思ひます。

(近江委員)

すいません。もう一度また途中で切れてしまうかもしれませんが、先ほどの追加というか、浦幌町で、いろんな活動を今させていただいておまして、CSですとか、地域学校協働本部ですとか、様々なアプローチがあると思ひますけども、どれも本当に今までと違う環境の中で試行錯誤しながら、悩みながら、進めていると思ひますよね。それなので、何でもかんでも拠点となるということでは決してないんですけども、限られた地域にある有効的な資源として、改めてこの公民館や社会教育施設の役割は、私は見直されるべきだというふうには思ひしております。どこの地域にも恐らくあると思ひすと、やっぱり活用の一つの事例として、横展開することを考えると、本当に有効的な場所であり、まだまだ活用していく必要があるかなというふうには思ひます。社会教育にとどまらず、先ほどもお伝えしましたけれども、学校教育でもなかなか担えていなかったところも含めて、これから地域で持続可能なまちづくり人づくりを行っていく、地域のかけがえのない協働の拠点として活用をみんな考えていくべきだって改めて思ひました。よろしくお願ひいたします。

(吉岡議長兼会長)

はい。ありがとうございます。公民館の可能性ということで、学校教育との関連、子どもたちの育ちの保障ということでの可能性ということで、ヒントをいただけたんじゃないかなというふうには思ひます。ありがとうございます。では、次の方お願ひいたします。

(三石委員)

よろしくお願いたします。首長部局に社会教育施設が移るとなった時点で、私たちは本当に大丈夫なのかなと思ったんですけども、今改めて振り返ってみてですね、学校の方でも今働き方改革と言われている中で、これはある意味で社会教育の働き方改革というふうに、捉えることもできるのかなと思いました。今までは、やっぱり社会教育で担っていかなければいけないという意識があったんですけど、実際にそういうことも、現時点でもたくさんあると思うんですけど、そういったことを、首長部局含めて、全員で一丸となって取り組んでいくチャンスができたのかなって捉えることができたと思います。お互いに持っているノウハウが違うこともあるので、それを相互に生かすことで、お互いに負担を減らしながら、より良い事業が展開できるのかなというふうに思いました。ということが一つです。もう一つですが、社会教育施設は道有施設も含めて指定管理の施設が増えてきております。それがこの施設を考える上では、なかなか難しい部分もあるのかなというふうに考えております。私が勤務しております幕別町の施設でも、指定管理の施設となっておりますけれども、指定管理施設はどうしても情報不足に陥りがちです。どうしても直営のところと比べると、道教委から情報がなかなか来ない、施設の交流がなかなかできないということがあります。本当に内部で感じています。そういった中で、道立の施設が情報発信をしていただいて、常に何でも提供しなくてもいいんですけども、問い合わせをしたら答えてくれる施設であってもらえたらと思います。私自身も十勝の社会教育主事会に加入させていただいているんですが、先日、その視察でネイパル足寄に行ってきました、そこで求めた以上に情報提供していただきまして、とてもためになったということがありました。そういうノウハウですとか知識ですとか、たくさんお持ちなので、こういったことにお答えできますっていうことで、情報発信を色々なツールを使っていただければありがたいなというふうに思っております。最後に令和2年度の設備の調査で、うちはそういう設備や障害者への配慮はしていませんっていう回答した施設の一つです。その時私自身は少し引っかかったんですけども、現実問題としてなかなか難しいなと思ったことを、お話を聞いて思い出しました。今回はこれをきっかけに、少しでも動かせるようにしたいなと思ってます。

(吉岡議長兼会長)

ありがとうございます。三石委員の御指摘のとおり指定管理になってるところも多くなっております。そこでも情報不足、道との連携がもう少し欲しいというような御指摘がございましたけれども、おっしゃるとおり、そのあたりはぜひ必要な仕組みづくりなんじゃないかなというふうに思います。ありがとうございます。遊佐委員お願いします。

(遊佐委員)

社会教育施設の利用、運用といった面で、実際に私が共同研究もしくは個人研究で、取り組んだ事例をもとに、お話できればと思います。社会教育施設を預かる職員の皆さん、公的な方々が、資産管理、利用受入などをやられると思います。そこを舞台にして何かイベントを仕掛ける際、同じ分野の方だけで何かを考え、企画して事を起こそうとすると、どうしてもアイディアに限りも出てくると思います。内容によっては外部人材の受入や、コラボができたりする部分もあると思うんです。テーマに沿って、その道の民間の事業者、生産者など、そういった方々にも入っていただく。例えば〇〇イベントをやろうという際、公民館でも、博物館でも図書館でもいいんですけども、事業運営のプロジェクト委員を結成して、そこに民間の知恵や力も借りるというふうに、外の人を巻き込んでいくような仕掛けを、社会教育施設で実施されるといいと思います。具体例として2つを簡潔にお伝えします。6年前に共同研究で日本の昆布文化の意義ですとか資源価値などを国内を調べてまとめ上げて、それを道南のある博物館で展示をすることを最終的な成果として取り組みました。その時のメンバー構成は、博物館学芸員が5人と大学教員が3人でした。博物館の世界の皆さんと、大学教員は私以外の2人は同じような研究職で学芸員系の方々

でしたので、そういう中で私はちょっと毛色が違うメンバーとして入りました。最終的にその共同研究では、昆布の価値をもっとよく知らしめ、再認識を促すことが表の看板でした。もう一つのミッションとして、地方の博物館を活性化させる、まさしく社会教育施設をどう盛り上げるかということがありました。図書館でも博物館でも来ていただく方を待っているという側面が非常に強いと思いますが、そうではなくて、社会教育施設の発信で、魅力を投げかけ、こんな面白いことがありますよっていうことと、その共同研究の附帯事業として料理教室を実施しました。博物館の中では、もちろん料理教室はできないので、公的な別の施設を会場にして行いました。その時にどんなふうを実施したかという、昆布の種類には色々あるんですけども、主に食用昆布としてよく取り上げられる6種類に関して、品種別に料理教室を実施しました。道内外から料理人を招聘し、企画を仕掛ける提案をしました。企図したことは普段は博物館に来ないような人に足を向けてもらう、関心を持ってもらうということでした。展示と合わせて昆布の料理教室と、生産地バスツアーの2つを提案して実施しました。特に料理教室に関して、オプションが6本というのは多すぎる、そんなに本当にできるんですかという声が随分上がりました。中身は面白いけど、それを誰が仕掛けてまとめるんですかということになって、結局全部私が担当しました。結果的に料理教室自体も満席で、教室に来られた方が博物館に足を運んでいただける結果だったようです。ただ、来館者数を聞くとそんなに多くないのではと思ったんですけども、そちらの館としては、近年の特別展で、過去最高の来館者があったという報告をいただきました。それから生産地めぐりの時は、博物館発でバスを仕立てて、昆布の産地に行きました。昆布の生産者や加工事業者など、色々なところを巡って、展示されているものの原点を見に行き、そのあと博物館の展示もあわせて見ていただきました。原点を見て展示を見るのか、展示を見てそのルーツを辿るのか、二つの方法があると思いますが、興味関心を促すことはやりようによってはできるんじゃないかなと思います。今後色々な施設で抱える利用促進の問題解決とか、もっとこんなことができれば良いのにと思われる時にこそ、普段いない、特に民間の人ですとか、その内容に沿った方々の知恵や力を借りて、一緒にプロジェクトを組んで実施されたら良いと思います。

(吉岡議長兼会長)

ありがとうございます。具体的な事例を含めてお話いただきましたけれども、決まったメンバーでアイデアを出し合ってもなかなか広がっていきませんが、いろんな地域の方たちを巻き込んで実行委員会を作るかだとか、そういう形で知恵を借りて展開していくと、すごく広がっていくというような、そういうお話だったと思うんですけども、そういった事例を、いろんな地域で共有できたらいいですね。そして、そういったところで広く仕掛けを考えていくことが良いのかなと思いました。ありがとうございます。それでは田丸委員お願いいたします。

(田丸委員)

よろしく申し上げます。2つほど申し上げます。まず、中教審の8月の答申なんですけれども、私も校長会の仕事をしていまして、改めて読み直してドキッとしました。一つは何かというと、教育のみならず、福祉、防災、産業振興、文化交流とありますが、学校教育でもこの福祉ですとか防災ですとか産業振興、文化交流などを関する学習を随分と進めている、現状ではそういう感じになっております。私のいる手稲西中学校の近くに老人の施設ですとか養護学校がある関係で、すごく連携をしてますし、消防署と連携して防災学習をやったりですとか、本当にいろんなことを、今、学校教育ではやっていますので、こういう社会教育の勉強をすることが、学校教育の見方・考え方を高めていくことになるというふうに思っております。先ほどから何度か出てくるこのつながり、これはすごく学校教育においても大事です。本校は非常に小さい学校で、札幌市と言いながら150人弱しか生徒がおりませんので、先生方も少なく、部活動も実は民間企業の方に陸上部の指導していただいたり、地域の外部の方に吹奏楽部を指導していただいたり、体育の

柔道の授業は、区の体育館で柔道教室をやっている方に来ていただいたりとか、本当に社会教育と学校教育が密接につながりつつあるなっていうことを感じております。本当に勉強になる機会かなと思ってます。それが1点目です。それから2点目が、僕らは「この誰1人取り残さない」という言葉を学校教育の中ではよく使うようになってきたんですが、社会教育においてもこの言葉が使われているんだなっていうことに僕はドキッとしました。義務教育、小中学校であれば、誰1人の誰がとて言えば、生徒の顔が浮かびますが、社会教育において、誰1人取り残さないっていうのは一体どこまでのどんな人間が対象なのか。そういう意味では、審議テーマのサブテーマになっている「全ての人の可能性を引き出し」というのはどういうことなんだろう、ここら辺がすごく難しいので、しっかり勉強させていただきたいなと思っていました。これが2点目です。以上です。

(吉岡議長兼会長)

はい、ありがとうございました。田丸委員の発言もちょっと近江委員の発言と重なるところがあって、やっぱり学校教育だけではなかなか今完結しない、地域の力を借りてっていうか、学校教育と社会教育が連携するところを共有していただけたのかなというふうに思います。ありがとうございました。では、宮田委員お願いします。

(宮田委員)

先ほど遊佐委員がお話しされていたように、私も実践報告をさせていただけたらと思います。みらいづくり大学で、去年、YouTube配信をしたんですけども、北海道の社会教育施設の館長さんにインタビューをして、その施設の魅力ですとか、バリアフリーの情報配信をするという企画をしました。市町村企画と話して、「さあ出かけよう！歴史と文化のバリアフリーチャンネル」という話なんですけども、私と館長さん、その時に施設にいらっしゃった社会教育主事の方と3人で、その施設にどんな生涯学習があるかっていうことを配信しています。この目的なんですけども、私は医療法人にいて今回のコロナで、患者さんたちがお家から外に出れないっていう状況をもものすごく見ていました。特に呼吸器をつけている方の訪問診療をメインとしている事業所なので、本当にちょっと感染すると命を落とすぐらい重傷な方達を相手にしていたので、外に出れない日がずっと続くと、イライラしたり悶々としたりすることがあったんですよ。そういう方々とか入院している子どもたちとか、この動画を見て自分が博物館とかに行きたくなって、退院したり外に出られたりする時に、そこを目的に行けたらいいなと思っていました。去年はむかわ町にあります穂別博物館とサケのふるさと千歳水族館の2カ所をYouTubeとして動画で配信しています。今100回以上の再生をいただいている、横になりながらも見れるような状態にはなっているんですけども、このような感じで、今後も作っていったらなっていうのが一つです。その館長さんたちとお話している時に、課長さんたちが口をそろえて、私のところの施設はそんなにバリアフリーじゃないんだよっていうことを話してくれてるんですけども、バリアフリーっていうのはスロープがなきゃ駄目とか、ベット上のトイレがなきゃ駄目とかではなくって、うちの施設に障害者用のトイレがないですっていうことであれば、近くの道の駅で用を足して障害者は行くので、あるかないかを知りたいということだけなんです。例えばスロープがないんですけど、車椅子を持ち上げる手伝いをしますですとか、そういうことでも本当にいいので、バリアフリーの情報を提供するってなった時に、その会館がどんなに整備された会館かということよりも、声をかけてもらったら、私たちが動けるので安心して来てくださいという情報を発信するというのが、大事なのかなあと思って作りました。ちょっとまとまりがないんですけども、今年も頑張りたいと思います。以上です。

(吉岡議長兼会長)

ありがとうございます。これは貴重な情報だったと思います。今おっしゃるとおり、バリアフリーって言うと、施設にスロープが付いているとあって、我々は思い浮かびますよね。それがないと、「ないんです」っていうふうになってしまうんですけども、それだけではない。情報をきっちり出して、手伝いますよっていうことなら、安心して行けるんだと思いますもんね。そこでしたか。なるほど、分かりました。こういうところも協議して、研修とかで学べたらいいかなというふうに思いました。ありがとうございます。はい、杉澤委員お願いします。

(杉澤委員)

はい、杉澤でございます。皆様の御意見ですが、本当に大変な学びとなる御意見ばかりでございます。社会教育施設を私どもは少ないながらも見ていますと、やはりなかなか活発化に苦慮している公共施設というところに、道としてどれくらいのアイディアや知見を提供できるかっていうところが、一つの今回のテーマなのかなという気がします。民間の中にも実は公共施設ではないけれども、かなり社会教育施設に近いよねというような、そんな場というのが恐らくあるだろうという気がします。それはNPO等がやっている学習支援活動もそうでしょうし、様々なそんな地域の間というものが恐らくあるだろうと。そういうところの何かアイディアなり、活用方法みたいなものをみんなで共有していくということが一つテーマなのかなと。あるいは文化ホールについて、先ほどあった指定管理との兼ね合いというお話も一つの焦点かなっていう気がします。文化ホールなどでも、我々の仲間の例えば地域のコミュニティーFMが指定管理をしているようなところもありまして、そこは非常に、情報発信と文化コンテンツの企画運営みたいなものが一つのサイクルとなって、とてもよく地域の中で循環しています。そういう完結型といいたいでしょうか、そこで企画運営し、情報発信をしながら、地域を巻き込み、しっかりコンテンツを遂行する。それで、また次の企画の中で生まれていく。そのような形のサイクルが定着しているような自治体もあります。様々な環境整備を含めて、果たすべき役割というか、期待される役割、あるいは活用したい役割という言い換えもできるのかなという気がしました。今後、公共的な地域拠点ができるようになっていくことに関しては、誰1人取り残さない、ソフト・ハード両面での対応というのは、もう標準装備になりますので、そういったところを道として、様々な公共社会施設に御提案をしていけるような、そんな協議が2年間でできればと思っております。以上です。

(吉岡議長兼会長)

ありがとうございます。今杉澤委員の発言にありますとおり、必ずしも公的な社会教育施設でなくても、民間でもこれは間違いなく社会教育施設のようだという所や取組ってたくさんありますよね。そういったところを我々が調査などをして、力をつけていくっていうことが、社会教育委員として大事なことであるというふうに思います。ありがとうございます。渡邊委員お願いします。

(渡邊委員)

今、皆さんの御意見を伺いながら、いろんなことを考えていたんですけども、このテーマを見た時にすごく難しいなって思っていて、私たちに何を求めているのかなって、思ったんですよ。全道の社会教育施設運営の道しるべっていうふうになっていて、場なのでもちろんハード面もあるのですが、この審議会でもハード面をあまり議論することは多分できないだろうと思っています。北海道の予算的なことは道教委的には施設課が考えたり、道であれば違うところが考えるんだろうなと考えた時に、私たちがやるのは、機能の問題とか役割のところを、もう少し掘り下げていくこと。従前の公民館とか図書館っていうものが果たしていた役割が変わってきていて、求められるものが変わってきていると思うんですね。例えば学校教育との関わりであれば、先ほど中学校の校長先生がおっしゃったように部活動なんかも、今、先生方の働き方改革もあるので、高校

はまだ遅れているんですけども、中学校なんかは特に外部の方にどんどんシフトしてくださいって言うようなことが言われています。図書館なんかで言えば、公立図書館との連携とかって言うことも、言われてきているんですよ。ただ、学校は、なかなか乗り遅れている部分があるし、人の問題もあって、十分に機能できていないということも課題として現実にあるんです。私なんかは本当に社会教育施設のことを含めて素人に近いので、実際に公民館とか図書館とか、自分が知っているものしか知らないんで、今、お話を聞いていて、そんなことをされているところもあるんだなあということがよく分かったんです。そこをもう少し掘り下げていって、本当にこの後、そういう場が、どう展開されるべきなのか、そのためにどういう人材が必要なのかって言うことがあり、結局建物があるだけでは機能はしないので、そこにいる人が一番重要なんだろうって言うふうに思います。その人をどうしていくのか。先ほど社会教育主事のお話もありましたけど、人材難なんですよ。なり手がいないと思うんです。指導主事もそうですけど、なり手がいない状況が続いていて、では、これを本当に民間にポンと全て投げるとするか、お願いする、そういうところがあるかどうかって言うことも含めて、私は、全然不勉強なんで分からないんですけど、そういうところを議論しながら、検証しながら、北海道の地域性もあると思いますので、目指していく方向性みたいなものを皆さんで検証して理解を深めて、提案というか提言という形になればいいのかなって言うふうに理解していたんですけど、そういうことが求められているって言うことで、よろしいんでしょうか。

(吉岡議長兼会長)

施設も含めてですけど、大きな方のテーマとしてはソフトの方ですよ。

(渡邊委員)

もう一点、これは道教委の方に伺った方が議論がぶれないと思うんですけど、どうなんですか。

(山田課長補佐)

果たすべき役割と言うことでテーマを設定させていただきましたので、決してハードの整備についてではございません。

(吉岡議長兼会長)

そういう方向で進んで行ければと思います。平田委員お願いします。

(平田委員)

北海道PTA連合会の平田です。よろしくお願ひします。道P連で全道大会を行っているのですが、コロナになってから、函館、岩見沢と2年間中止にしていたんですね。今年は10月8日・9日と北見でオンラインで録画した分科会を発信するのと、それから森崎(博之)さんに講演してもらって、それを生で配信するということをやりますんですけど、その時の全体会のテーマでウェルビーイングを使うんですね。ウェルビーイングについては先ほど御説明をいただきましたが、幸せを感じられるっていう、そこを目指して、学校と保護者と、間接的にお子様たちも含めてやっていきたいということが一つありました。あとは、日本PTAの方でも全国大会があり、先日山形に行ってきたんですけど、午後から分科会があり、午前中が空いたので、その時間に山形の会場のそばを事務局員で巡ったんです。それこそ公民館とか美術館とか、博物館とか、徒歩圏内に全てあったんですね。私は運動が嫌いなので、1万歩歩いてすごく疲れたんですけども、徒歩圏内にあって午前中の2時間くらいで全部見たんですね。それは一例ですけど、あれば良いというものではないかもしれませんが、そういう風であって活用しやすくなっているんだら

うなと言うことが一つです。あとは、北海道PTA連合会は連合体なので、連合会が何かを積極的にやるということではありませんが、それぞれの単位PTAさんとか学校さんとか、市町村PTAとか地区のPTAとかブロックのPTAっていうところで、色々やる時に公民館の活用だとか、図書館の関係だとか、色々できるのかなって思いながら、そういう意味でPTAがどうやって関わっていけるかなって考えながら、お話を伺わせていただいたところです。また、会議もあると思いましたが、余談みたいで申し訳ないんですけど、以上であります。

(吉岡議長兼会長)

ありがとうございます。本当にPTAの活動はコロナでかなり打撃を受けて、以前のように復活できるのかって心配する声も多いですよ。山形の事例も、本当に市民の人たちがもっと身近な歩いて行ける範囲でそろっているところも一つかなと。

(平田委員)

お城を中心にとのことですね。城跡を中心に博物館やなんやかんや全部があったところです。

(吉岡議長兼会長)

身近な所って言うことですかね。ありがとうございます。松田委員ですが、最初の時間にみんなで自己紹介をしたので、簡単な自己紹介を含めて御意見をお願いします。

(松田委員)

松田といいますよろしくをお願いします。

※自己紹介(略)

私は、もともと学校にいたので、学校のことは分かりますが、どんなことが一緒にできるか分かりません。ですが学校と社会との連携をコーディネートさせていただいたことは多々ありました。例えば三笠市なんかには私はよく入らせていただいております。あそこはCSがかなり浸透していて、さらにジオパーク運動が盛んです。そのジオパークと教育活動の連携をどう展開するか、学校との連携はもちろんなんですけれども、それをどう交流人口の促進に役立てられるのかっていうことで、教育旅行にもかなり力を入れられています。そこに入らせていただいて、様々なことをさせていただきました。ですので、先ほど言った博物館もそうでしょうし、それから公民館、社会教育施設としての博物館やジオパークが、いかに教育活動の中に親和性があるか、さらに、そこから産業振興にも関わってくるのかと考えると、先ほど出ました文化交流や福祉というところも大きく影響していると思います。その中で自分たちの持っている地域の良さだとか、それから素材、資源をどう生かして学びに変えていけるのかっていうところを、市民全員といいますか市全体で考えることによって、シビックプライドの醸成に役立っていくと思います。これは、産業経済課の方も、かなり力を入れていましたので、そこで今後一緒に研究なり実践をしていきたいなというふうに思っています。あと、三笠の学校CSなんですけれども、地域と連携する、もしくは地域とともに、学校教育や社会教育を担っていくというところは恐らく今、新しい学習指導要領がもう全面スタートしていますけれども、その中で言われている社会に開かれた教育課程の中では、すごく大事なポイントなんだろうなあとというふうに思っています。ただ、一緒にやろうだけじゃなくて、一体何をどのようにやればお互いに魅力のある活動になるのかなということを考える時には、やっぱり学校教育も社会教育も、それから市民の方々も一緒になって考えていくような場が必要なんだろうなと思います。その中でやっぱりCSっていうのは、一つの大事な中核になるのかなっていうふうに思いました。あとですね、先ほど見ていた資料の中に成人教育が入っていました。私は成人教育に関心があって、今年の成人教育の国際会議がマラケシュであったのですが、コロナで行けなかったんで、オンラインで参加したんですけども、やはり他

国の成人教育を見ていくと、やっぱりかなり進んでるといいますか、当たり前のようになされています。義務教育で学び終わって、はい終了ではないところがかなり色濃く出ていて、さらにCLC（コミュニティラーニングセンター）とあって、主に東南アジア中心に、日本でいう公民館的な役割を果たすような組織があるんですけども、このCLCも含めて大人たちが、どのように学びをもっと深めたり、もしくはその連携や共同体を作っていくのかみたいなのところはかなり関心があったように思います。それで今回話に出てきているこの社会教育施設の中で、公民館や図書館もそうでしょうけれども、博物館であったりだとか、動物園もそうだと思うんですけども、こういったところも連携しながら、お互いに開かれた場のできるのかなというところを考えていく必要があるという気はしていました。その一つの方法として、やっぱりICTの活用ってところは、今後かなり来るのかなあという気はしましたので、インフラをどう整備するのかわかりませんが、ただ集まってどうこうだけではなくて、様々なメディアを使いながら、ハイフレックスにやっていくっていうことが今後求められる姿なのかなっていうふうに皆様のお話を聞きながら思っていました。

（吉岡議長兼会長）

ありがとうございます。それでは白石委員、最後に一言お願いしたいんですけどいいですか。

（白石副議長兼副会長）

皆さんのお話を聞きながら、私自身、この社会教育施設のすべての本来の目的っていうものを理解してる訳じゃないんだなっていうことを改めて感じました。これからも、新しい役割・使い方などを考えていくのであれば、今までどういう目的でそれが設置され、その目的を果たしてきたのかっていうところを、一度、自分の中で課題整理をしたいな思いました。そこから見えてくる、その時代や人口の構造であるとか、いろんな経済とかの変化の中で、今、何が求められているのかっていうことが見えてくるのかなというふうに感じます。例えば、老朽化して建て直す時に、新しい機能とか、今まで他の所にあったものを複合的な施設にするっていうのは、どんどん、地方であればあるほど進んでいるかなって感じていて、例えば隣の芽室町の公民館が改修工事に入った時に、今回から、不登校の子たちが来る教育支援センターの機能が兼ね備えられることになりました。その時、地域の問題を解決する手段として、公民館の中にその機能を入れていくっていうのは、これからもあることですし、こういう事例の一つ一つを集めて、その事例集みたいなものがあれば、他の自治体にとっても良いアイデアになるのかなというふうに感じています。先ほど杉澤委員から、民間の中のそういう社会教育的な機能を兼ねた施設っていう話もあったんですけど、私は逆もあるのかなと思っています。地域の問題に取り組んでいる団体って、いっぱいあるけれども、拠点となる会館みたいなものがないから、その勢いが弱いところもあるかもしれない。そうしたら、そのような地域の問題に取り組んでいる民間団体に、公民館がそういった場所をどんどん開放していくっていうことも、一つなのかなと思っています。そして、田丸委員からは、「誰1人取り残さない」という時の「誰一人」とはどこまでなのかっていうお話があったんですけど、私自身の感覚としては、例えば生きづらさを感じているとか、あとは社会的弱者とされている人たちの、本当に身近な目の前にいる方たちの問題を解決していくことが、私たちにできることなのかなと思っています。例えば私のところでは、オンラインの英語の活動を2年前に始めた時には、コロナで外出を控えているから会場には行けないっていうふうに家族で御判断されている方たち向けにこういうオンラインを始めたんです。でも、その後、長期入院をしている子が参加してくれるようになったりして、何か一つの問題を解決しようと取り組むことが、結局はその他の何か本当に困っている方たちに波及していくのかなって思うので、別に全ての人を最初からターゲットにするというよりも、目の前の一つ一つのことに取り組んでいく、その積み重ね、そういう事例集もあれば、北海道は広いので、私たちはお互いのアイデアの共有

ができるのかなというふうに感じています。これらのことから、例えばオンラインだったら、入院とかコロナだけじゃなくって、遠方に住んでいる方たちともつながることもできるかもしれないし、何か一つに取り組むことによって、それで良かったっていうふうに思える人っていうのは、私達が最初に想定しているよりも幅広いんじゃないのかなっていうことを、私自身は普段感じています。先ほどから皆さんのお話をお聞きしていると、地方であればあるほど、今、もうすでに一つの建物がいろんな複合的な機能を兼ね備えているっていうことは多いんだなっていうふうに感じています。公民館の中にも図書館もあるし博物館もあるし文化ホールもあるとか、そういう、私自身本当に今日は、先ほど申し上げたとおり、本来どういう目的で建てられて、運営されて、今どういう地点にいるのかっていうことを、地元の施設から一つ一つもう一度調べてみたいなどいうふうに思いました。以上です。

(吉岡議長兼会長)

はい、ありがとうございます。皆さん方から様々な御発言をいただきました。本当に私自身勉強になりました。ありがとうございます。皆さん方の発言にも、これは少し調べたいなっていうような内容もございました。こちらの会ですけども、第2回が12月に予定されておりますので、それまでにいくつかヒントになるような実践ですとか、視点とかをいただきたいので、できれば道内で参考になるようなところに調査に行ったらいいなというふうに思っています。一番最初の方で職務ということで示された中に、教育委員会に我々社会教育委員として助言するとか、研究調査を行うっていう項目があったと思いますが、皆さんお仕事がありますので、必ずしも全員が行かなければならないということではないんですけども、可能な範囲でグループを作って、調査などもできたらいいなというふうに思っております。2回目の12月の前にできれば、そういったようなことも含めて事務局で調整し、皆さん方にメールで御相談させていただきながら進めていけたらと思います。それではちょっと時間も迫って参りました。申し訳ございません。ちょっと押ししてしまいましたけども、協議内容につきましては次回の会議までに事務局で整理いただいて、テーマに沿って、今後審議を進めていきたいと思っております。事務局から何かありますか。

(山田課長補佐)

今、議長の方から調査を行うですとか、講師を招聘するなどの御示唆をいただいたと思っておりますので、そのあたりも後ほど御相談させていただきます。

(吉岡議長兼会長)

分かりました。それでは次にいってよろしいですね。では、続きまして次第の7 生涯学習審議会センター部会委員選出について、事務局から説明をお願いします。

(長岡主幹)

センターの長岡と申します。よろしくお願いたします。センター部会の委員選出に先立ちまして、まずはセンター部会について説明させていただきたいと思っております。先ほど生涯学習審議会の説明にもありましたが、センター部会というものを設けています。これは大まかに言いますと生涯学習推進センターの運営について、平成28年度から本審議会にセンター部会を設置して、専門的に審議いただいているということになっております。センター部会の組織は、本審議会の委員の中から会長が委嘱することになっておりまして、この後選出させていただきますが、5名以内で組織され、任期は審議会委員の任期と同じとなっております。生涯学習審議会の会とは別に、年間3回程度の部会を開催して、その検討結果を本審議会に報告することとしています。昨年度までのセンター部会では、センター事業の実施状況、運営計画に加え、学習機会の提供に係る事業について、重点的に協議・検討していただいております。本日は、第1回目の会議です

ので、当センターの概要について、資料5 要覧 2022によりまして簡単に説明させていただきたいと思っております。4ページを見ていただきたいんですけども、真ん中辺にあります道立生涯学習推進センターの運営というところに、教育機関ですので、基本方針というのがありまして、機能を5つ上げております。そして、その機能に沿って、1ページから各年度計画を記載し、それに基づいて進めております。例えば「調査・研究」、「指導者の養成・研修」でしたら各種研修会、2ページのところで、「学習情報の提供・相談」では、そこにあるとおり相談であるとか、ホームページでの発信、そして3ページでは「学習機会の提供」ということで、道民カレッジ事業というのを行っています。これについては、平成13年から続いている事業ということで、昨今の人生100年時代とかsociety5.0の到来というのを見据えて、ライフステージに応じた学習機会の提供ができるよう、多様な学習機会を提供できるようにすることが必要ではないかということで、事業の見直しをここ数年、進めております。今年度もそのあたり、多くの御意見をいただきたいなと思っております。最後の「教育メディアの利用促進」では、視聴覚教材の貸し出し等をしております。詳しくは要覧を見ていただきたいんですけども、当センターの事業の運営について、本審議会のセンター部会で検討いただき、御意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。続いて、センター部会の委員の選出についてですが、先ほど説明させていただいたとおり、審議会委員の皆様から5名以内で組織させていただきたく、事務局の方で案を用意しておりますので、議長よろしいでしょうか。

(吉岡議長兼会長)

どうぞ、お願いします。

(長岡主幹)

では、委員につきましては、本審議会の会長に選出されまして、前期もセンター部会の委員を務めていただきました吉岡亜希子委員、副会長に選出されました白石委員、杉澤委員の3名と、新たに渡邊委員、松田委員の5名を、事務局案として御提案申し上げます。吉岡委員には審議会での調整を図っていただきますとともに、御専門であります家庭教育支援への御意見もいただきたい。白石委員については、NPOの視点から地域人材・指導者養成について、杉澤委員については、放送局の運営という視点から情報発信、渡邊委員には学校教育関係者を代表して学校と連携した取組の在り方、松田委員には御専門のESDという観点、NPOにおける活動実践を踏まえた御意見をそれぞれ頂戴したいと考えております。以上5名を事務局案として推薦させていただきたく、お願い申し上げます。以上です。よろしくお願いたします。

(吉岡議長兼会長)

ありがとうございます。皆様、5名の委員を推薦いただきましたが、よろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし

(吉岡議長兼会長)

ありがとうございます。了承いただいたということで、進めて参りたいと思っております。5名の選出された方々、よろしくお願いたします。続きまして次第の8ですね、情報提供に移りたいと思っております。社会教育課所管事業についてですけれども、時間も押しておりますが、事務局いかがしますか。

(山田課長補佐)

時間も押しておりますので、こちらについては皆さんへの資料配付ということにして、何かお気づきの点があれば事務局の方に御質問いただければと思います。

(吉岡議長兼会長)

では、皆さん、資料の方に目を通していただければと思います。次第の9 その他に移ります。事務局から説明をお願いしたいと思います。

(山田課長補佐)

先ほど議長の方からも提示がありましたけれども、第2回の会議は12月を予定しております。開催期日が近づきましたら、皆様の日程調整を行いまして、御案内をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。また、先ほどお話にありました調査活動につきましても、皆様の日程調整を行った上で、改めて相談させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。最後に1点ですけれども、本日の会議は録音させていただいておりますので、後ほど議事録を作成し、皆様方に御確認いただくステップを踏みたいと思います。その辺もよろしくをお願いいたします。以上でございます。

(吉岡議長兼会長)

ありがとうございました。それでは全体を通して質問なり、これだけはっていう御発言があれば頂戴したいと思います。よろしいですか。それでは本日はどうもありがとうございました。会議はこれで終了したいと思います。お疲れ様でした。